

編集委員会規程

(編集委員会)

- 第1条 公共選択学会は、学会誌『公共選択』を発行するために編集委員会を置く。
2. 編集委員会は査読委員会と企画委員会から構成される。
 3. 編集委員長は、査読委員長、査読副委員長、および企画委員長からなる編集会議を主宰する。
 4. 編集委員長は、査読委員長、査読副委員長、および企画委員長の協力のもと、学会誌の編集および公表に責任を負う。
 5. 編集委員長は、会長が会員の中より理事会に推薦し、理事会が承認する。
 6. 編集委員長の任期は3年間とし、理事会の任期開始後の4月から同任期終了後の3月までとする。

(学会誌)

- 第2条 公共選択学会は学会誌『公共選択』を原則としてJ-Stageにて年1回発行する。
2. 学会誌掲載論文は逐次掲載とし、年度期首から年度期末までの掲載分をもってひとつの号とする。
 3. 学会誌は以下を掲載する。
 - ア. 査読委員会が掲載を可とした投稿論文
 - イ. 企画委員会による大会テーマにしたがった特集論文もしくは大会シンポジウム記録
 - ウ. 書評
 - エ. 学会記事(学会プログラムおよび受賞関連記録等)
 - オ. その他の編集委員会が認めた論考・論文
 4. J-Stageに掲載された学会誌は非会員にも公開される。
 5. 学会誌に掲載された著者は次に定める利用行為に同意するものとみなす。
 - ア. 当該論文をサーバに格納すること(送信可能化)
 - イ. ネットワークを通じて当該論文を広く社会に無償で公開すること(公衆送信)
 - ロ. 当該論文の保全のための複製を行うこと(バックアップ)

(査読委員会)

- 第3条 査読委員会は『公共選択』に掲載する投稿論文の査読過程を統括する。投稿規定および査読手続きに関しては別途定める。
2. 査読委員会は、査読委員長と査読副委員長(以下「正副委員長」と略)、および、若干名の査読委員によって構成される。
 3. 査読委員長は査読副委員長との分掌により、査読委員会を運営する。
 4. 正副委員長は、会長が常務理事との協議のもと会員から推薦し、理事会が承認する。正副委員長の選任にあたっては分野等のバランスを考慮する。原則として査読副委員長は次期査読委員長の候補となる。
 5. 査読委員は、正副委員長が自己の分野に該当する会員から推薦し、会長が承認する。
 6. 正副委員長および査読委員の任期は原則3年とする。ただし、査読委員は1回に限り再任できる。

(企画委員会)

第4条 企画委員会は企画委員長と若干名の企画委員から構成される。

2. 特定の年度に発行される学会誌の企画委員長と企画委員は、それぞれ前年度の大会の企画委員長と企画委員が務める。

3. 原則として企画委員会は、前年度の大会にて大会企画委員会（以下、「大会企画委員会」と表記）が企画した大会テーマにしたがった特集論文もしくは大会シンポジウムの記録等をもって学会誌を編集する。

4. 特定の号にかかる企画委員会の任期は、大会企画委員会の開始から当該号の発行が完了するまでとする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

附則1 本規程は、2011年7月2日より施行する。

附則2 本規程は、2012年7月に刊行される学会誌『公共選択』編集から適用する。

附則3 本規程は、2011年7月16日より施行する。

附則4 本規程は、2012年9月19日より施行する。

附則5 本規程は、2013年3月23日より施行する。

附則6 本規程は、2019年3月1日より施行される。

附則7 本規程は、2023年3月5日より施行される。

附則8 本規程は、2025年4月26日より施行される。